指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。
指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆さまからの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。

＜お問い合わせ先＞
一般社団法人　日本少額短期保険協会　少額短期ほけん相談室
TEL 0120-82-1144（通話料無料）
FAX 03-3297-0755

[受付]
月曜日～金曜日（祝日・年末年始休業期間を除く）
午前9時～12時、午後1時～5時
ウェブサイト　https://www.shougakutanki.jp/general/index.html

2026年3月27日
ＧＭＯ少額短期保険株式会社